



高山市

Takayama City

おくやみ手続き ハンドブック

～ 死亡届に伴う手続きのご案内～

おくやみ窓口のご案内

ご遺族様のご負担を少しでも減らすため、死亡後の各種手続きを一箇所でご案内する「おくやみ窓口」を開設しています。

(要事前予約) ☎0577-35-3129

(受付時間) 平日 8:30～17:15

※おくやみ窓口をご利用にならず、ご自身で直接、関係各課や各支所にてお手続きすることもできます。ハンドブック又は下記“おくやみ手続きナビ”をぜひご活用ください。

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンで市役所にて必要な手続きが簡単に抽出できます。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/21203>



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

高山市では、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、少しでもご遺族の皆様のお役に立てれば幸いです。

おくやみ窓口のご案内

【利用方法】 電話による**事前予約制**です。

☎ **0577-35-3129**

※電話する日の翌々日以降(土日祝を除く)の日時でご利用いただけます。

【電話予約受付時間】 平日：午前8時30分～午後5時15分

【手続き可能時間帯】

本庁	平日：①午前9時～ ③午後1時30分～	②午前10時30分～ ④午後3時～
支所	平日：⑤午前9時～11時 ⑥午後1時～3時 ※支所窓口は、混雑状況によりお待ちいただく場合がございます。	

※いずれも、1時間程度を想定しています。

【場 所】

本庁	高山市役所1階北側フロア（国保年金課横） ※場所がご不明な場合は、総合窓口（インフォメーション）へお越しください。
支所	地域振興課窓口へお越しください。



おくやみ窓口の電話予約をした際にご記入ください。

〈予約日〉 月 日 ()

〈時間〉 ※いずれかをチェックしてください（支所は場所も記入）

本庁	☐ ①午前9時	☐ ②午前10時30分
	☐ ③午後1時30分	☐ ④午後3時
支所	☐ ⑤午前9時～11時 (支所)	
	☐ ⑥午後1時～ 3時 (支所)	

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要となることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

☐ お越しいただく方の本人確認書類

- ・顔写真付きのもの
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 など
- ・顔写真付きのものがない場合は、下記から2点
資格確認書又は被保険者証（健康保険・介護保険・後期高齢者医療）、年金手帳 など



☐ 預貯金通帳（喪主・相続人代表者）

☐ 会葬礼状（喪主であることが確認できるもの）

※国民健康保険又は、後期高齢者医療保険に加入していた方

☐ 新たな引き落とし預貯金通帳と通帳届出印

☐ 印鑑登録証（印鑑証明書が必要な方）

☐ 委任状（代理の方が来庁する場合） ※P.40参照

☐ 未支給年金請求者のマイナンバーがわかるもの、預貯金通帳 ※P.8参照

亡くなられた方の必要なもの

☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書

※世帯主が死亡した場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証又は資格確認書

☐ 介護保険被保険者証

☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等や各種受給者証

☐ 年金番号がわかるもの（年金証書・年金手帳など）

☐ 印鑑登録証（お持ちの方）

※年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求などを代理人が行う場合は、委任状が必要です。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.5
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.6~7
年金	☐	年金を受給していた	P.8
	☐	年金を受給する前に亡くなった	P.9
介護保険	☐	65歳以上又は介護認定を受けていた、介護認定申請中に亡くなった	P.10
	☐	保険料が発生していた	
高齢者福祉	☐	緊急通報システムを利用していた	P.11
	☐	徘徊高齢者探索システムを利用していた	
	☐	認知症SOSネットワークに登録していた	P.12
障がい者福祉	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	
	☐	障害児福祉手当を受給していた	P.13
	☐	特別障害者手当を受給していた	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.14
	☐	障がい者福祉手当を受給していた	P.15
	☐	重度障がい者医療費の助成を受けていた	
	☐	重度障がい者タクシー利用乗車券を利用していた	P.16
	☐	障がい福祉サービスを利用していた	
	☐	地域生活支援事業を利用していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
こども	☐	児童手当を受給していた	P.17
	☐	児童扶養手当を受給していた	P.18
	☐	保育園に入園していた	
	☐	児童通所施設を利用していた	P.19
	☐	遺児激励金を受給したい	
	☐	こども医療費受給者証を交付されていた	P.20
	☐	ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた	
税金	☐	市税の納付が済んでいない	P.21
	☐	市民税が課税されていた	P.22
	☐	固定資産を持っていた	P.23
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.24
上下水道	☐	上下水道を使用(契約)していた	P.25
	☐	下水道事業受益者負担金を納付中であった	
市営住宅	☐	市営住宅に住んでいた	P.26
その他	☐	防災ラジオを利用していた	P.27
	☐	奨学金返済支援事業補助金を受けていた	
	☐	国・県・市指定文化財を所有していた	
	☐	農地を所有していた	P.28
	☐	農業者年金を受給していた	
	☐	森林の土地を所有していた	

1. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証又は資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証等を回収しています。 ※市役所本庁又は各支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	死亡日から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
☐ 亡くなった方の国民健康保険証又は資格確認書	問い合わせ先 国保年金課 保険・年金係 ☎ 0577-35-3137 支所：地域振興課

手続き② 保険料の精算

手続き詳細	期 限
1人世帯の被保険者、若しくは被保険者を含む世帯の世帯主が亡くなったときは、保険料の精算をします。 保険料を亡くなった方の口座からお支払いされていた場合は、新しい振替先の登録や還付先口座の届出が必要となる場合があります。	死亡日から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人 新世帯主
☐ 新口座名義人の預貯金通帳など ☐ 新口座名義人の通帳届出印 ☐ 還付希望先口座の口座情報がわかるもの（預貯金通帳など）	問い合わせ先 国保年金課 保険・年金係 ☎ 0577-35-3137 支所：地域振興課

手続き③ 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬儀を執り行った方に葬祭費（50,000 円）を支給します。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後 3 か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険から埋葬料が支給されます。	葬儀を行った日の翌日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人 喪主（葬祭執行者）
☐ 会葬礼状（喪主氏名が記載してあるもの） ☐ 喪主の預貯金通帳など	問い合わせ先 国保年金課 給付・保健係 ☎ 0577-35-3003 支所：地域振興課

手続き④ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2 年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預貯金通帳など（相続人のもの）	国保年金課 給付・保健係 ☎ 0577-35-3003 支所：地域振興課

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証又は資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証等を回収しています。 ※市役所本庁又は各支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書 ほか	国保年金課 保険・年金係 ☎ 0577-35-3137 支所：地域振興課

手続き② 保険料の精算

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、保険料の精算をします。 還付先口座の届出が必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の預貯金通帳など	国保年金課 保険・年金係 ☎ 0577-35-3137 支所：地域振興課

1. 保険に関する手続き

手続き③ 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬儀を執り行った方に葬祭費(50,000 円)を支給します。	葬儀を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	喪主（葬祭執行者）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 会葬礼状（喪主氏名が記載してあるもの） ☐ 喪主の預貯金通帳など	国保年金課 給付・保健係 ☎ 0577-35-3003 支所：地域振興課

手続き④ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預貯金通帳など（相続人のもの）	国保年金課 給付・保健係 ☎ 0577-35-3003 支所：地域振興課

MEMO

2. 年金に関する手続き

年金を受給していた

手続き

受給権者死亡届
未支給年金
遺族年金（※手続きの案内のみ）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。	【受給権者死亡届】 速やかに 【未支給年金・遺族年金】 5年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの（年金証書など） ☐ 請求者のマイナンバーがわかるもの（未支給年金請求の場合） ☐ 請求者の預貯金通帳（未支給年金請求の場合） ※手続きによっては戸籍謄本などが必要となる場合があります。来庁時にご案内します。 ※遺族年金は年金事務所での手続きとなります。	【未支給年金】 亡くなられた方と生計同一であった ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他 3 親等内親族のうち最も順位の高い方 問い合わせ先 高山年金事務所 ☎ 0577-32-6111 国保年金課 保険・年金係 ☎ 0577-35-3137 支所：地域振興課

MEMO

2. 年金に関する手続き

年金を受給する前に亡くなった

手続き	死亡一時金
	寡婦年金（※手続きの案内のみ）
	遺族年金（※手続きの案内のみ）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。	【死亡一時金】 2年以内 【寡婦年金・遺族年金】 5年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの（年金手帳など） ☐ 請求者のマイナンバーがわかるもの（死亡一時金請求の場合） ☐ 請求者の預貯金通帳（死亡一時金請求の場合） ※手続きによっては戸籍謄本などが必要となる場合があります。来庁時にご案内します。 ※寡婦年金・遺族年金は年金事務所での手続きとなります。	【死亡一時金】 亡くなられた方と生計同一であった ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
	問い合わせ先
	高山年金事務所 ☎ 0577-32-6111 国保年金課 保険・年金係 ☎ 0577-35-3137 支所：地域振興課

MEMO

3. 介護保険に関する手続き

65歳以上又は介護認定を受けていた、介護認定申請中に亡くなった

手続き 証書の返却

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却してください。その他に介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証及び利用者負担額減額・免除認定証を交付されていた場合は返却してください。 ※市役所本庁又は各支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。介護認定申請中に亡くなられた場合は、別途手続きが必要となる場合があります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 介護保険被保険者証（介護保険資格者証） ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証 ☐ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 ☐ 利用者負担額減額・免除認定証	どなたでも可
	問い合わせ先
	高年介護課 介護支援係 ☎ 0577-35-3178 支所：地域振興課

保険料が発生していた

手続き 相続人による申立書の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の保険料の未納又は還付に関する通知書を送付する場合があります。 還付がある場合は、申立書を提出してください。	約2週間以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 相続人の預貯金通帳又はキャッシュカード ☐ 法定相続人以外の方は、相続人であることがわかる書類（遺言書の写しなど）	相続人
	問い合わせ先
	高年介護課 介護支援係 ☎ 0577-35-3178 支所：地域振興課

MEMO

4. 高齢者福祉に関する手続き

緊急通報システムを利用していた

手続き 機器の返却 辞退届の提出

手続き詳細	期 限
機器を持参いただき、辞退届を提出してください。 機器の取り外し方がわからない場合はご相談ください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
	どなたでも可
	問い合わせ先
	高年介護課 高齢者支援係 ☎ 0577-57-5200 支所：地域振興課

徘徊高齢者探索システムを利用していた

手続き 機器の返却 返還・辞退届の提出

手続き詳細	期 限
機器を持参いただき、返還・辞退届を提出してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
	どなたでも可
	問い合わせ先
	高年介護課 高齢者支援係 ☎ 0577-57-5200 支所：地域振興課

MEMO

認知症SOSネットワークに登録していた

手続き 廃止届の提出

手続き詳細	期 限
廃止届を提出してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
	どなたでも可
	問い合わせ先
	高年介護課 高齢者支援係 ☎ 0577-57-5200 支所：地域振興課

5. 障がい者福祉に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳	どなたでも可
	問い合わせ先
	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課

MEMO

5. 障がい者福祉に関する手続き

障害児福祉手当を受給していた

手続き

障害児福祉手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ ハンコ（訂正が必要な場合） ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課

特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ ハンコ（訂正が必要な場合） ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課

MEMO

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き①

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きをしてください。	死亡日から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人 親族
☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の預貯金通帳の写し ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の預貯金通帳の写し ☐ ハンコ（訂正が必要な場合）	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課

【児童が亡くなられた場合】

手続き②

特別児童扶養手当資格喪失届（又は額改定届）の提出
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きをしてください。	死亡日から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人 親族
☐ ハンコ（訂正が必要な場合）	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課

MEMO

5. 障がい者福祉に関する手続き

障がい者福祉手当を受給していた

手続き 福祉手当受給権消滅届、口座振替（銀行振込）変更依頼書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障がい者福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課

重度障がい者医療費の助成を受けていた

手続き 受給者証の返却及び、資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の福祉医療費受給者証	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課

MEMO

重度障がい者タクシー利用乗車券を利用していた

手続き

重度障がい者タクシー利用乗車券の喪失届及び、未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障がい者タクシー利用乗車券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の重度障がい者タクシー利用乗車券	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課

障がい福祉サービスを利用していた

手続き

障がい福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障がい福祉サービス受給者証の交付を受けていた場合、死亡日をもって障がい福祉サービスの受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障がい福祉サービス受給者証	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課

地域生活支援事業を利用していた

手続き

地域生活支援事業受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援事業受給者証の交付を受けていた場合、死亡日をもって地域生活支援事業の受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の地域生活支援事業受給者証	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課

6. こどもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き① 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当にかかるお子様への支給手続き及び新たに受給者となる方からの児童手当の認定請求手続きをしてください。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 受給予定者の健康保険証又は資格確認書 ☐ 受給予定者の預貯金通帳又はキャッシュカード ☐ 本人確認書類 ☐ お子様名義の預貯金通帳又はキャッシュカード	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	こども政策課 こども政策係 ☎ 0577-57-7001 支所：地域振興課

手続き② 消滅又は額改定手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の支給対象児童が亡くなられた場合、消滅又は額改定の手続きをしてください。	原則、亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類	親族
	問い合わせ先
	こども政策課 こども政策係 ☎ 0577-57-7001 支所：地域振興課

MEMO

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月までの手当を支給します。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要となりますので、ご相談ください。	14 日以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う人の本人確認書類	こども政策課 こども政策係 ☎ 0577-57-7001 支所：地域振興課

保育園に入園していた

手続き① 入園児の退園手続き

手続き詳細	期 限
入園児が亡くなられた場合、退園の届出をしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	園児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う人の本人確認書類	こども政策課 保育・幼稚園係 ☎ 0577-35-3140 支所：地域振興課

手続き② 入園児の保護者死亡による保育給付認定変更及び保育料変更手続き

手続き詳細	期 限
入園児の保護者が亡くなられた場合、保育給付認定の変更及び保育料の再算定の手続きをしてください。なお、未払いの保育料がある場合は、別途手続きが必要となりますので、ご相談ください。	速やかに
	手続き可能な人
	園児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う人の本人確認書類 ☐ 口座振替依頼書（保育料を自動振替している口座を変更する場合）	こども政策課 保育・幼稚園係 ☎ 0577-35-3140 支所：地域振興課

6. こどもに関する手続き

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更又は返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、受給者を変更する手続きをしてください。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	こども家庭センター こども相談係 ☎ 0577-35-3179 支所：地域振興課

遺児激励金を受給したい

手続き 遺児激励金の申請手続き

手続き詳細	期 限
親等の一方又は双方を失った児童（4月1日時点で満17歳までの遺児、もしくは満18歳で高等学校に在学中の遺児）に対して、毎年激励金を支給します。	—
	手続き可能な人
	児童と生計をともにしている方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書など死亡が確認できる書類 ☐ 預貯金通帳 ☐ 在学証明書ほか（満18歳で高等学校に在学中の遺児）	こども家庭センター こども相談係 ☎ 0577-35-3179 支所：地域振興課

MEMO

こども医療費受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返却及び、資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
こども医療費助成受給者証を交付されていた児童が亡くなった場合、その児童の受給者証は死亡日をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の福祉医療費受給者証	電話：福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 窓口：こども政策課 こども政策係 支所：地域振興課

ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返却及び、資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた方が亡くなった場合、その受給者証は死亡日をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の福祉医療費受給者証	電話：福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 窓口：こども政策課 こども政策係 支所：地域振興課

7. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付してください。	納税通知書に記載の 納期限まで
必要なもの	手続き可能な人
☐ 納付書 (紛失された・見つからない場合はその旨お申し出ください)	相続人
	問い合わせ先
	税務課 収納係 ☎ 0577-35-3504 支所：地域振興課

MEMO

市民税が課税されていた

手続き 相続人代表者届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、今後は市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類を相続人の代表となる方に送付しますので、代表者の届出をしてください。 ※相当の期間、「相続人代表者届出書」を提出いただけないと、市が相続人代表者を指定する場合があります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課市民税係までご連絡ください。	速やかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続する場合】 ☐ 原則不要	税務課 市民税係 ☎ 0577-35-3626

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

7. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた

手続き① 相続人代表者届出書の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、固定資産にかかる納税義務を引き継いでいただく方を相続人の中から指定する手続きをしてください。 ※相当の期間、「相続人代表者届出書」を提出いただけないと、市が相続人代表者を指定する場合があります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課資産税係までご連絡ください。 ※「相続人代表者届出書」のご提出では、登記の名義は変更とならないため、別途法務局での手続きをお願いします。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） ☐ 法定相続人以外の方が相続する場合は、公正証書・遺言書の写しなど	税務課 資産税係 ☎ 0577-35-3627

手続き② 未登記家屋の所有権移転届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が登記をされていない家屋（未登記家屋）を所有していた場合、その家屋の名義を変更する手続きをしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） ☐ 法定相続人以外の方が相続する場合は、公正証書・遺言書の写しなど	税務課 資産税係 ☎ 0577-35-3627

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	相続が発生した年度内 （3月31日まで）
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 （紛失の場合はなくても手続き可能） ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類 （戸籍謄本など） ☐ 相続人からの委任状 （相続人以外の方が手続きする場合のみ）	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きする場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要です。
	問い合わせ先
	税務課 税制係 ☎ 0577-35-3136 支所：地域振興課

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	相続が発生した年度内 （3月31日まで）
必要なもの	手続き可能な人
☐ 標識交付証明書 （紛失の場合はなくても手続き可能） ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類 （戸籍謄本など） ☐ 相続人からの委任状 （相続人以外の方が手続きする場合のみ）	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きする場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要です。
	問い合わせ先
	税務課 税制係 ☎ 0577-35-3136 支所：地域振興課

チエツクリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用（契約）していた

手続き 水道契約者の名義変更又は水道の休止手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更又は休止手続きをしてください。	速やかに
	手続き可能な人 親族又は同居者が望ましい ※名義変更の場合は、新しい名義人
必要なもの	問い合わせ先
【水道契約者の名義変更をし、引き続き口座振替を希望する場合】 ☐ 預貯金通帳 ☐ 通帳届出印 ※休止する場合は不要	上水道課 給水係 ☎ 0577-35-3149 支所：基盤産業課

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなった場合は、受益者の変更の手続きをしてください。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	受益者の変更があった 14 日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 変更届	下水道課 経営係 ☎ 0577-35-3150 支所：基盤産業課

MEMO

9. 市営住宅に関する手続き

市営住宅に住んでいた

手続き 退去届出、敷金・住宅使用料の精算

手続き詳細	期 限
1. 亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義の引継ぎや、異動の手続きをしてください。手続きの詳細については、建築住宅課へお問い合わせください。 どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。 (1) 入居名義人が亡くなられ、同居者がいる場合 名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※ (2) 入居名義人が亡くなられ、同居者がいない場合 住宅を明渡す手続き（退去届） (3) 入居名義人以外が亡くなられた場合 異動の手続き（同居者異動届） ※同居者の収入状況等により、承継できない場合があります。詳しくは建築住宅課にお問い合わせください。 2. 市営住宅駐車場を使用していた方 駐車場を返還する手続き	速やかに 手続き可能な人 親族又は同居者
必要なもの	問い合わせ先
(1) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいる場合 ☐ 個人番号カード（同居者全員分） ☐ 入居名義人と引継ぎを行う方の関係がわかる書類（戸籍謄本など） (2) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいない場合 ☐ 預貯金通帳 詳しくはお問い合わせください。	建築住宅課 住宅政策係 ☎ 0577-35-3176 支所：基盤産業課

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

10. その他の手続き

防災ラジオを利用していた

手続き 機器の返却

手続き詳細	期 限
高山市から、無償で防災ラジオを借受けていた場合は、市役所本庁又は各支所まで返却してください。 ※電気店等で防災ラジオの有償利用契約をされていた場合は、契約した電気店等にて手続きをしてください。 ※契約状況が不明な場合は、危機管理課までお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 防災ラジオ、電源コード	危機管理課 ☎ 0577-35-3345 支所：地域振興課

奨学金返済支援事業補助金を受けていた

手続き 変更申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高山市奨学金返済支援事業補助金を受けていた場合、変更の手続きをしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 変更承認申請書	雇用・産業創出課 雇用・産業創出係 ☎ 0577-35-3182 支所：基盤産業課 ※高根支所は地域振興課

国・県・市指定文化財を所有していた

手続き 相続による指定文化財の所有者変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国・県・市指定の文化財を所有されていた場合、相続された方への所有者変更の手続きをしてください。 文化財課までご相談ください。	国指定文化財は取得後 20 日以内、県・市指定文化財は取得後速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 届出書 ☐ 指定書 ☐ 相続を証明する書類	文化財課 文化財係 ☎ 0577-35-3156 支所：地域振興課

農地を所有していた

手続き 相続の届出の提出

手続き詳細	期 限
農地を相続された方は届出をしてください。 ※相続登記完了後の手続きになります	相続手続き後、概ね 10 か月以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
	農務課 農委・農地係 ☎ 0577-35-3141 支所：基盤産業課

農業者年金を受給していた

手続き 死亡届・未支給金請求の手続き

手続き詳細	期 限
JA ひだの各支店で農業者年金死亡関係の手続きをしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 戸籍謄本、住民票、農業者年金証書など	JA ひだの各支店

森林の土地を所有していた

手続き 森林の土地の所有者届出書

手続き詳細	期 限
森林の土地を相続された方は届出をしてください。	所有者となった日から 90 日以内
	手続き可能な人
	所有者となられた方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 土地の位置を示す図面（公図又はインターネットで提供される地図に当該土地の位置を記入したものなど） ☐ 相続を証明する書類（登記事項証明書など）	森林政策課 林業振興係 ☎ 0577-35-3143 支所：基盤産業課

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出してください。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、死亡と同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入してください。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 故人の年金番号がわかるもの、戸籍謄本（添付の省略可能な場合あり）、死亡診断書のコピー、振込先預貯金通帳、請求者のマイナンバーがわかるもの ※上記以外のものが必要となる場合があります。 年金事務所へお問い合わせください。 【手続き先】 高山年金事務所 ☎ 0577-32-6111

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出してください。 高山税務署 ☎ 0577-32-1020
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 か月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

☒	該当事項	主な手続き	問い合わせ先
☐	不動産登記	法定相続情報一覧図、 土地・建物相続登記	岐阜地方法務局高山支局 ☎ 0577-32-0915
☐	相続登記関係	①法定相続情報証明制度 登記官が認証した法定相続情報一覧図の写しを無料で何通でも所得でき、相続手続きをスムーズにする制度 ②自筆証書遺言書保管制度 自筆証書遺言書を法務局で保管し、遺言保管申請者が亡くなられた後、相続人等が「遺言書保管情報証明書」の交付を請求し、遺言内容を確認できる制度	岐阜地方法務局高山支局 ☎ 0577-32-0915 法定相続情報証明制度  自筆証書遺言書保管制度 
☐	遺言書	遺言書の検認・開封	岐阜家庭裁判所高山支部 ☎ 0577-32-1140
☐	相続放棄	相続の放棄等	
☐	国税	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	高山税務署 ☎ 0577-32-1020
☐	厚生年金	年金に関する手続き	高山年金事務所 ☎ 0577-32-6111
☐	共済年金	年金に関する手続き	各共済組合
☐	運転免許証	返納手続き	高山警察署 ☎ 0577-32-0110 飛騨運転者講習センター ☎ 0577-33-3430
☐	普通自動車	税金に関する手続き	飛騨県税事務所 ☎ 0577-33-1111
☐		廃車、名義変更	飛騨自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2054

☒	該当事項	主な手続き	問い合わせ先
☐	軽自動車	廃車、名義変更	軽自動車検査協会 岐阜事務所 ☎ 050-3816-1775
☐	二輪（125cc 超）		飛騨自動車検査 登録事務所 ☎ 050-5540-2054
☐	預貯金口座など	口座凍結解除の手続き	各金融機関
☐	生命保険など	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 又は代理店
☐	損害保険など	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 又は代理店
☐	国債（特別弔慰金等）	記名変更	支払を受けている郵便局
☐	クレジットカード	解約	各契約会社
☐	固定電話、携帯電話	契約継承、解約	
☐	インターネット	名義変更、解約	
☐	電気・ガス		
☐	ケーブルテレビ		
☐	NHK 受信料		NHK 岐阜放送局 ☎ 058-264-4612
☐	防災ラジオ	解約	各電気店

※手続きに必要な書類の中には、市役所で取得できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

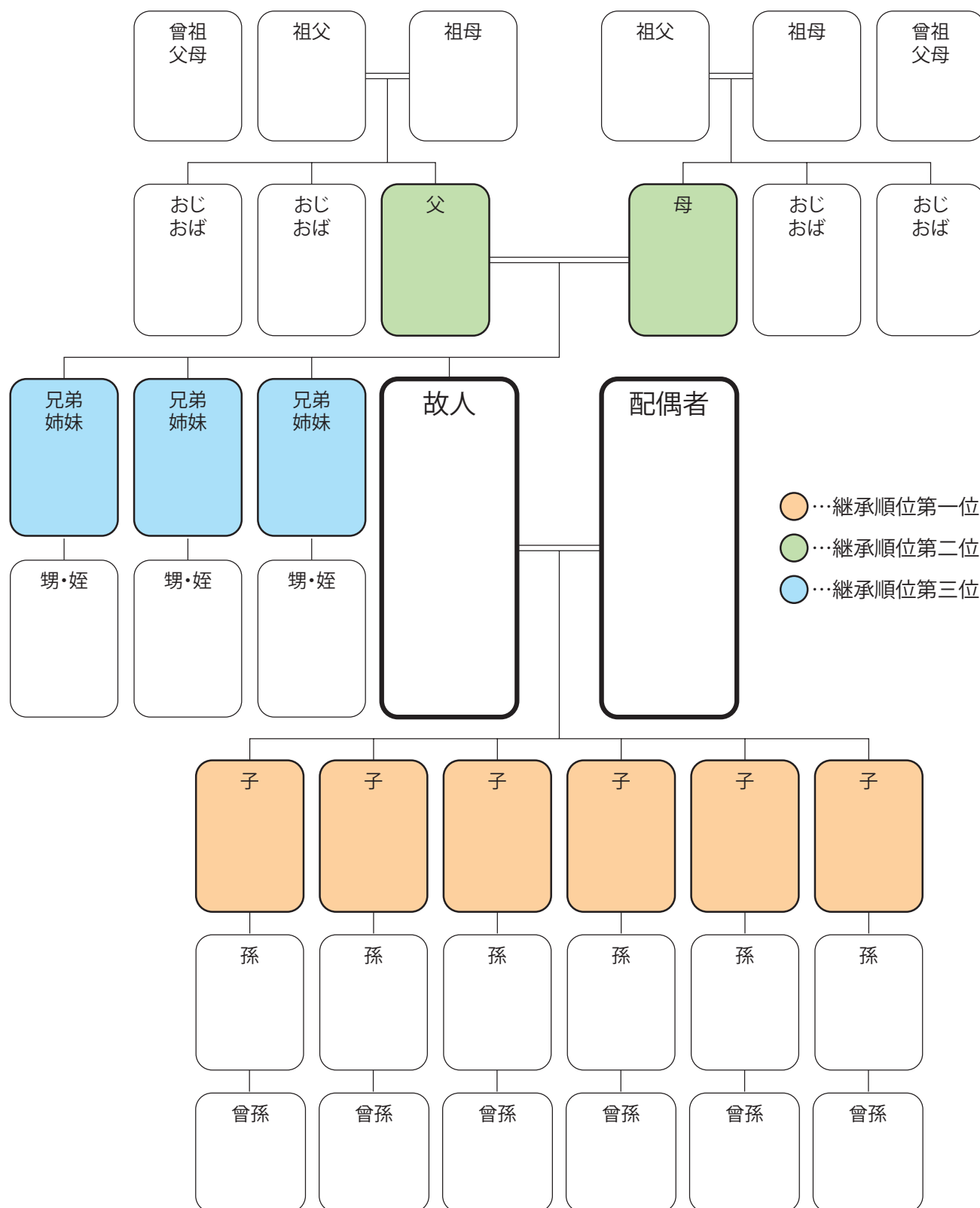
委任状

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」とお申し出ください。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要です。
☐	相続財産の調査		被相続人の預貯金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要です。
☐	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要です。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局が証明する制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用できるため、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

証明書・戸籍謄本等を取得する方へ

各種手続きには、市役所で取得できる証明書（戸籍謄本や住民票など）が必要となる場合があります。

あらかじめ、どのような戸籍が必要か提出先に確認いただき、市役所窓口にお伝えいただくと手続きがスムーズです。

(例)・亡くなられた方の出生から死亡までの一連の戸籍証明書

・亡くなられた方の婚姻から死亡までの一連の戸籍証明書

・亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍証明書

・亡くなられた方と相続人（申請者）との関係がわかる戸籍証明書

◆戸籍謄本・抄本などの取得

取得できる戸籍証明書	
本籍地が高山市の場合	本籍地が高山市以外の場合
○戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ○戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） ○戸籍の附票 ○改製原、除籍謄本	○戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ○改製原、除籍謄本

必要なもの	
本籍地が高山市の場合	本籍地が高山市以外の場合
請求する方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど顔写真付きの証明書が望ましい)	請求する方の顔写真付きの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

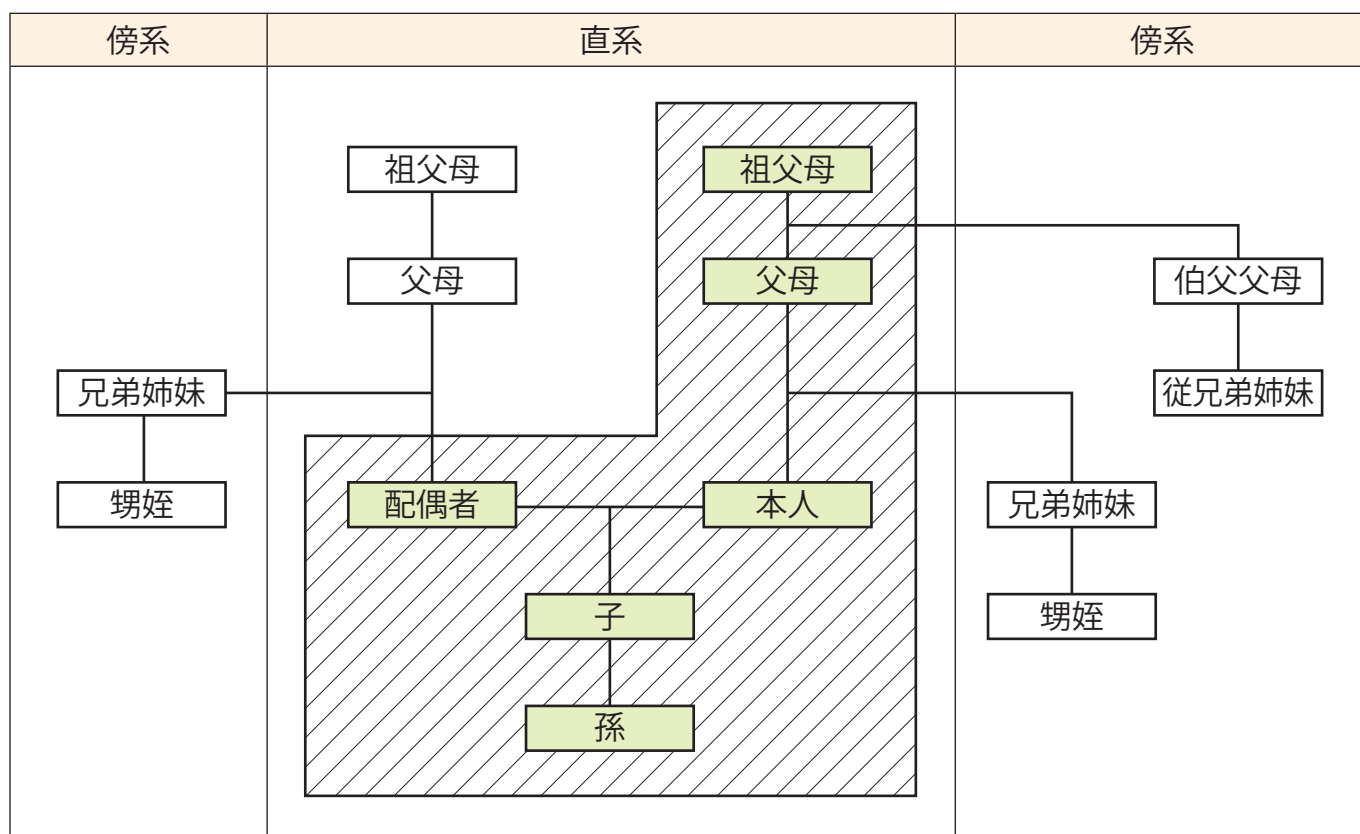
請求できる方 ※次ページ「委任状なしで戸籍を請求できる範囲」参照	
本籍地が高山市の場合	本籍地が高山市以外の場合
・亡くなられた方の配偶者 ・直系尊属（父母・祖父母） ・直系卑属（子・孫） ※上記以外の方が請求する場合は、上記の方の委任状が必要です。	・亡くなられた方の配偶者 ・直系尊属（父母・祖父母） ・直系卑属（子・孫） ※上記以外の方が請求する場合は、高山市では取得できません。

注意事項	
本籍地が高山市の場合	本籍地が高山市以外の場合
・死亡届を高山市へ提出した場合は、死亡届を受理した日から最短で5日目以降（土日祝日を除く）から取得できます。 ・死亡届を市外で提出した場合は、概ね2週間程度で取得できます。 ただし、届出地の手続き状況により、取得できる日が遅れる場合があります。	・発行に時間がかかりますのでご了承ください。 ・戸籍の管理状況などにより、即日で取得ができない場合や高山市で取得できない場合があります。 ・個人事項証明書（戸籍抄本）や戸籍の附票が必要な場合や、直系親族以外の方が請求するなど委任状が必要な場合は、本籍地の市区町村に直接郵便などで請求してください。

◆住民票の取得

必要なもの
・請求する方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの顔写真付きの証明書が望ましい) ・請求する方が相続人などであることがわかる書類（高山市の戸籍で関係がわかる場合は不要）
注意事項
・亡くなられた方の住民票（除票）を請求いただけるのは、利用目的がある場合に限られます。請求者と亡くなられた方との関係がわかる戸籍など（高山市にある戸籍や住民票で関係がわかる場合は不要）と、利用目的や提出先がわかる資料をお持ちください。 ・亡くなられた方の住民票（除票）には、個人番号（マイナンバー）を記載することはできません。

※委任状なしで戸籍を請求できる範囲



斜線枠内の方は、委任状なしで戸籍を請求できる方となります。
 その他の方が請求する場合は、原則委任状が必要です。
 （本籍地が高山市以外の場合は、委任状があっても請求できません。）

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

☐ 証明書の交付

□ 国民健康保険・後期高齢者医療制度の申請・届出

☐ 国民年金の申請・届出

☐ その他()

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号 —————

(あて先)高山市長

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人がすべて自署してください。

MEMO

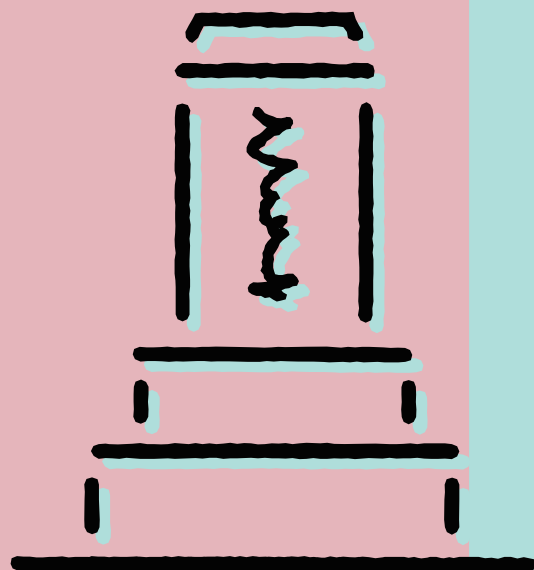
MEMO

MEMO

石 砂 有
材 原 限
有 会 社
限 有 会 社

相談
無料

よくわからない お墓・ご納骨 について



砂原石材にご相談ください

1

お墓の新設
(墓地、予算等)
を相談したい

2

お墓のお引越し
(その他墓じまい等)
を相談したい

3

お墓の修理修繕に関するご相談
または、将来のための
相談をしたい

4

お墓の清掃、クリーニング
防草など管理代行、
お墓参り代行的の相談をしたい

5

ご納骨の仕方が
わからない・出来ない

6

実際、我が家の今後のお墓に
ついて漠然としているので
相談したい

終活カウンセラー、
墓地管理士、
お墓ディレクター在籍

石 砂 有
材 原 限
有 会 社
限 有 会 社

どんな小さなことでも、
お気軽にご相談ください

 **0120-752-522**

石 砂 有
材 原 限
有 会 社
限 有 会 社



instagram



HP

こちらに携帯をかざして2次元コードを
読み取ってください

高山店

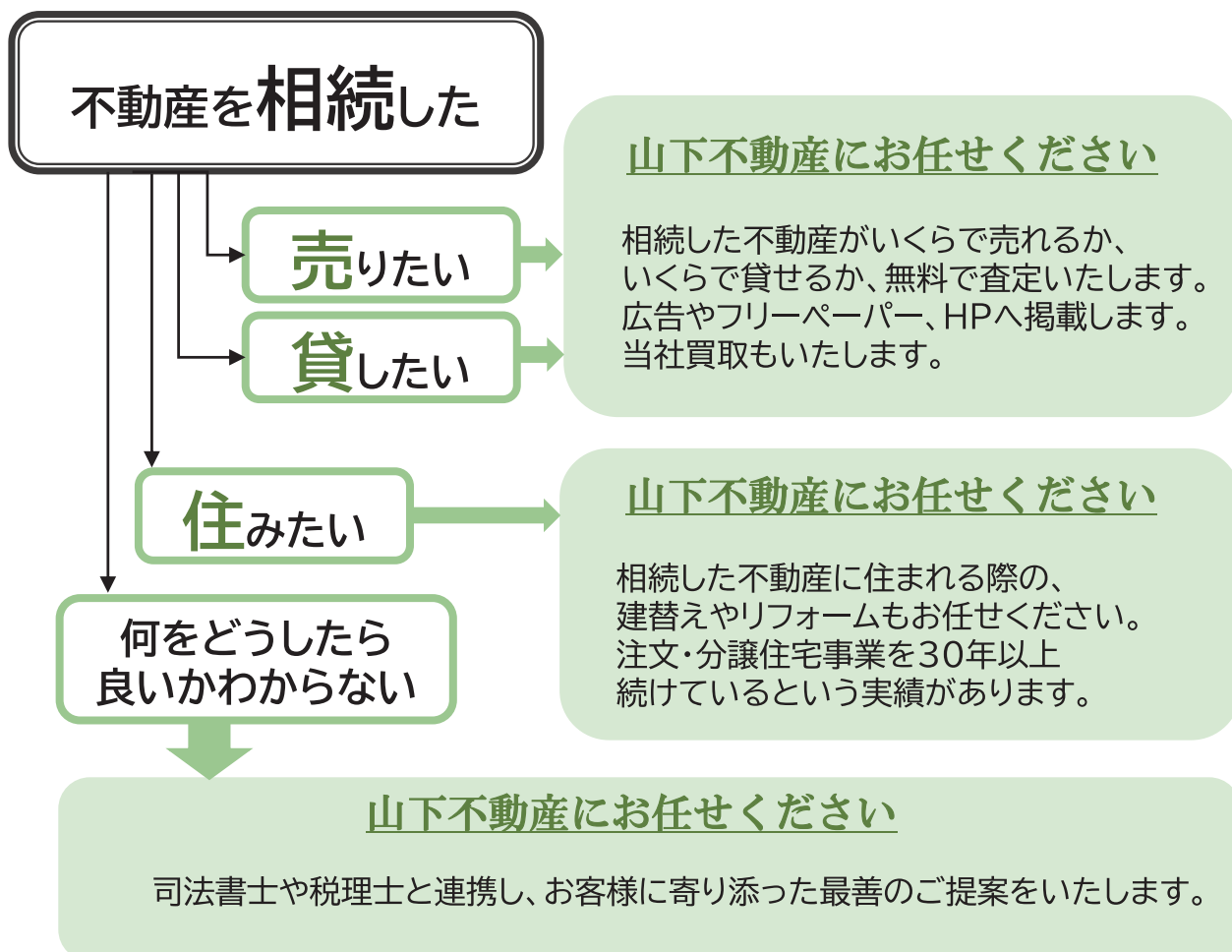
〒506-0044 岐阜県高山市上切町75-1

TEL:0577-36-6158 FAX:0577-36-6157

MAIL:info@suna-seki.com



ご相続された不動産のこと お気軽にご相談ください



あなたと住まいのまんなかです

山下不動産

地元で40年以上培ったノウハウでお手伝いいたします
まずはお気軽に、電話やメールでご連絡ください

〒506-0054 高山市岡本町2-84-3

TEL / **0577-32-3033**

株式会社山下不動産

F A X / 0577-32-6967

営業時間 / 月-金:9:00-18:00/土:9:00-15:00

定休日 / 日曜・祝日

ホームページ / <https://www.e-yamashita.jp/>

メール / yamashitaes@dance.ocn.ne.jp

岐阜県知事(8)第3381号 昭和58年10月創業

岐阜県知事(般-2)第850372号



相続・遺産・遺言
何をしたら良いの？
ご遺族様のご負担を軽減します

相談
無料

相続と遺言の 安心相談

面倒な手続きはお任せを！お気軽にお問い合わせ下さい

不動産を相続したいけど
どうしたらいいんだろう

預貯金の事は
どうしたらいいのかしら



相続登記の申請が義務化されました

※詳しくはお問い合わせください。

河合亮一司法書士事務所

〒506-0008 岐阜県高山市初田町2丁目66番地

TEL : 0577-35-5117

※9:00～18:00（土・日・祝日を除く）

※ご予約による場合は営業時間外でも対応いたします

※電話相談・訪問相談にも対応させていただきます

河合司法書士 検索！



相続についての 税金のご相談は 私たち専門家にお任せください



相続税の申告の仕方がわからない

税務署から相続税のお知らせが届いた

相続をスムーズに行いたい

相続税の調査が心配



突然訪れる様々なお悩みに
お客様の立場になって、全力でご対応いたします

相続税の
豊富な実績

専門的な
知識と経験

他士業
との
スムーズな
連携

初回相談
無料

／ お気軽にお問い合わせください。／

奈木良平税理士事務所

営業時間：8:30 ～ 17:00 定休日：土日祝祭日 担当者：山脇（やまわき）

TEL：0577-34-2620

岐阜県高山市西町 135 番地 FAX：0577-34-2623

E-mail：nagikaikei@tkcnf.or.jp

ホーム
ページは
こちらから



お墓に関するご心配 おまかせください!

お墓のクリーニング



お墓の汚れはもちろん、苔やカビ、水垢などの付着物、敷地内の雑草等を取り除きお墓をキレイにします。

お墓の改修・修繕



雪や凍結、木の根などの影響によるお墓のスレ、傾き、破損など。また石材の風化・劣化などによるお墓の痛みを修繕し、キレイに仕上げます。

お墓の新設・移転



新しくお墓を建てたい、現在のお墓を移転したい。敷地の整地からお墓の建立まで、全ておまかせください。

お墓じまい



様々なご事情により、お墓じまいを検討されている方にお寺様との打ち合わせや手続きのサポート、お墓の解体・撤去、処分など適切に行います。

R3年お墓改修工事済 T様からの声

傾斜にある作業がしにくい場所でしたが、事前に打ち合わせした通りの内容で何事もなく非常に安心して工事の経過を見ることが出来ました。先祖からのお墓に骨を入れる場所が狭くて困っていましたが、新しい納骨所を作って頂き今までの骨も整理できて安心出来ました。又気がつかない所もアドバイスして頂き、仕上がりが満足いく結果になりました。ありがとうございました。

あなたの「お墓」のお悩み一緒に解決いたします
ご先祖様が喜ぶお墓選びをご一緒に。
現地で確認、ご提案いたします。

地元の高山の石材店で20年以上働いた経験を活かし、2021年3月に開業しました。皆様の思いに寄り添い、親切丁寧に対応いたします。地域の方々に愛される石屋さんを目指して頑張りますので、よろしくお願いいたします。

下垣内 雅彦



地元高山で経験を積んだ安心の石屋さん

高山墓石店

◆墓石販売・設置 ◆墓全般の修理 ◆墓の掃除・高圧洗浄

お問い合わせはお電話で! 受付時間 8:00~21:00

携帯:090-7677-4883

オンライン相談

オンラインで現地の様子を見ながら相談対応が可能です。2次元コードからアクセスし、LINEに高山墓石店を友だちに加えてください。TV電話での会話が可能になります。



住 所:高山市滝町1362番地
E-mail:takayama.boseki@gmail.com
U R L:www.takayamaboseki.com

保険金定額
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の
おすすめポイント

1
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2
Point

加入審査も

告知だけ
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々2,500円で100万円保障

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと [相談無料]

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号
当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、
証券コード: 6184)のグループ企業です。

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0800-919-0286

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webでの
お申し込みは
こちらから

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。 ◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。 ◆通信販売(非対面による募集)は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。 ◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。

ベル少額-資料-2409-001

お墓の困りごととはプロにおまかせ!

お墓ディレクターがお墓に関する様々なご相談を承ります



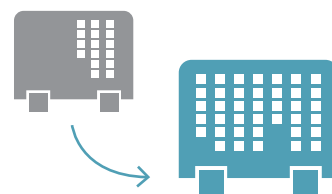
新しくお墓を建てたい

お墓のタイプ(和・洋)や石の種類など、お客様の想いに寄り添ってご提案致します。CADを使った精密な完成予想図も無料進呈。



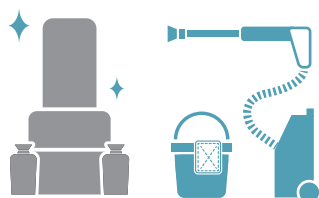
お墓をリフォームしたい

劣化した墓石の建て替えやロウソク立て・花立ての取り替えはもちろん、地震や積雪による墓石のズレや雑草の防止処理も承ります。



追加で法名を彫りたい

今あるお墓や墓誌に、あとから亡くなられた方の法名を追加でお彫り致します。長年の風雪で欠けた文字の補修も承ります。



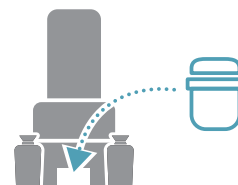
お墓をキレイにしたい

墓石に付いた苔や水垢落としからゴミや落ち葉の掃除まで、なかなかお墓参りに行けない方に代わって当社がクリーニング致します。



お墓を移転したい

今あるお墓をそのまま移転することはもちろん、複数のお墓を一つにまとめる寄せ墓や移転に伴う新築・リフォームもおまかせください。



納骨をしたい

遺骨をお墓に納骨される場合、多くは墓石を動かす必要があります。重い墓石の取り扱いにはプロにおまかせ下さい。



墓じまいをしたい

墓じまいは多方面に配慮が必要な繊細な問題です。当社では長年のノウハウによってスムーズに墓じまいが進むようお手伝い致します。



永代供養に変更したい

寺院や霊園にご遺骨の供養・管理を任せる永代供養。当社ではご要望に合わせて永代供養をする寺院や霊園をご紹介致します。



墓地・霊園を探したい

故人様に安らかに眠って頂けるように、また気持ち良くお墓参りができるように、地域内の良い環境にある墓地・霊園をご紹介致します。

石のことなら

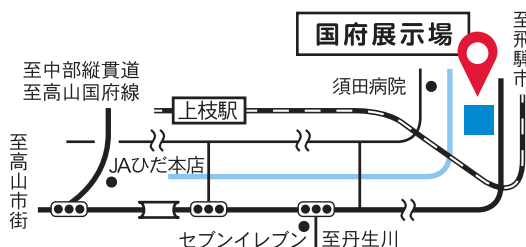
墓石・石積み
建築石材・石工事各種

株式会社 奥田石材
OKUDA

ご相談・お見積り無料! お気軽にご相談ください。

☎0577-33-9601

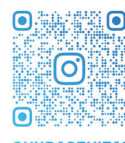
新宮本社 / 高山市新宮町2498-1 (新宮小学校前)



☎0577-32-1483

展示場・工場 / 高山市国府町上広瀬137-1

Instagramにて石の種類など
随時公開中!



OKUDASEKIZAI



http://okuseki.com

発 行	高山市役所
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発 行 年	2025 年 5 月